



大阪電気通信大学友電会  
びわこ支部規程

第1章 総則

第1条 名称：本会は「大阪電気通信大学友電会  
びわこ支部」と称する。

第2条 **本会は事務局を支部長宅に置き、**また、  
友電会事務局内に支部連絡事務所として  
SOHO 機能を置く。

第2章 目的および事業

第3条 目的・事業：

支部会員(以下会員)の研鑽と親睦交流を  
第一の目的とし、かつ大阪電気通信大学  
(以下大学)友電会(以下友電会)定款  
に定める事業に参画協力する。

また支部自らその関連する事業を行う。  
具体事業内容は役員会で定める。

第4条 部会

会員を組織し、連絡網を構築する。会員  
は次のネットワークのいずれかに所属  
する。会員が各ネットワークや他の支部  
に重複し所属する事も可能とする。

各ネットワークの日常独自の活動をす  
るとともに支部総会に終結する。

各ネットワークの名称、代表者、世話人  
を定め、支部役員を推薦する。

① 教育部会

② 企業部会

第3章 会員

第5条 会員は次の通りとする

現に滋賀県とその周辺に在住、勤務して  
いる者、また縁(ゆかり)のある下記の者  
を会員とする。ここでいう大学には大阪  
電気通信大学大学院、各学部、短期大学  
部を包括する。

① 正会員：大学を卒業した者

② 準会員：現に大学に在籍するか、かつて  
在籍した者で希望した者

③ 会友：過去、大学が設置した学校に在  
籍し希望した者

④ 特別会員：大学の現、旧教職員、研究者、  
役員で希望した者

⑤ 団体会員：滋賀県を中心に活動する大学  
関係のグループ(含む職域)で希望した  
団体

⑥ 賛助会員：支部目的に賛同し、事業を援  
助する者で、役員会で認めた個人または  
団体

⑦ 名誉会員：役員会で推薦し、総会にて推  
挙した者

⑧ 家族会員：上記会員が総会・懇親会や部  
会等に同伴する家族

第4章 会議

第6条 支部総会(以下総会)：

① 総会は1事業年度に1回開催する。

総会の通知は文書等を持って行う。

通知文書は友電会機関誌「ゆうでんか  
い」、ホームページなどへの掲載による。

臨時総会は役員会が必要と認めたとき、  
ただちに支部長がこれを招集しなければ  
ならない。

総会に併設して懇親会を開催する。

総会(投票)決議事項は出席者(投票数)  
の単純多数をもって成立する。

\*支部規定の改廃の決定。

総会(投票)では次の事項を行う。

・総会(投票)時点で任期中の役員の内  
任。または総会時点で欠員役員を選出。

・当該年度事業計画、予算、ならびに当  
該前年度事業報告、決算の諮問。

・当該年度以降の事業計画、概算予算の  
諮問。

第7条 役員会：

1事業年度に2回以上開催する。

支部長(または支部長の委任を受けた副  
支部長)が全役員に通知召集し、召集者  
と委任状を含む役員5名以上の出席で  
成立する。決議は出席者の単純多数決で  
成立する。

但し、支部長、監査が要求した決議は無

記名の投票で過半数を必要とする。

## 第5章 役員、幹事、監査、顧問

### 第8条 役員：

支部には次の役員を置く。支部長、副支部長2名、監査1名は友電会会員とする。

(ア) 支部長＝1名：支部を代表総括し、率先して支部を運営する。総会、役員会を召集する。

(イ) 副支部長＝2名：将来企画、事業、経理、組織、部会、総会（投票）、懇親会、広報等の各担当を分担し、計画執行する。支部長を補佐し、支部長の指名、または会議により支部長を代理する。

(ウ) 幹事＝5名以上：副支部長と共に事業活動を分担する。

また、支部長の指名により

- 1) 会員名簿
  - 2) 役員名簿
  - 3) 事業報告及び決算書
  - 4) 事業計画書及び予算書
  - 5) 役員会議及び総会の議事録
- を作成担当する。

各部会と連携に努め、各部会独自活動を支援する。

(エ) 監査＝1名：

総会時に支部業務監査結果を個別で報告する。

(オ) 顧問＝若干名：役員会の決議により顧問を若干名置くことができる。

相談役＝若干名：支部長が必要とする時委嘱する。任期は支部長の任期と同一とする。

(カ) その他役員会で定めたもの。

### 第9条 役員の任期等：

任期は個々の選任の日より2年とする。再選を妨げない。

### 第10条 支部事業会計年度：

1事業年度は毎年4月1日に始め、翌年

3月31日に終える。1会計年度も同様とする。

1事業会計年度毎に役員会でもって事業計画と予算を作成し、かつ報告、決算する。

### 第11条 経理（会計）：

会員の拠出金（総会、懇親会等での会費）、友電会等からの予算措置、支部独自の事業収益、広告寄付金等を持って財源とする。

### 第12条 その他

慶弔については、支部長の判断で慶弔事を執行し、かかった経費については、後日、役員会で承認を得ることとする。

#### 規則の施行・改廃

・平成4年（1992年）11月15日より施行実施する。

この規則の改廃は、役員会で提起し総会または投票で決定する。

この規則に定めのない事項は役員会で定める。

・平成23年（2011年）7月1日に平成4年（1992年）11月15日開催の支部設立総会議案書・資料に基づき電子（データベース）化。

・平成24年3月25日の役員会に改訂案として提示。

・平成24年8月4日総会にて決定・改訂とする。

・平成26年7月27日総会にて決定・改訂とする。

・平成28年11月6日総会にて決定・改訂とする。